

## 玄海地域の緊急時対応の防護措置 『避難先自治体へのアンケート 佐賀県版』

避難元：佐賀県2市1町⇒避難先：同県内8市9町

### 【アンケートの趣旨】

私たちは、東京電力福島原発事故で原発に潜む危険性と原発事故による犠牲は避けることができな  
いことを知りました。しかし、福島事故はなかったかのように2018年に玄海3/4号機は再稼働しま  
した。加えて玄海3号機は安全余裕を減らし事故の危険を高めるといわれるプルサーマルです。東京電  
力の事故による犠牲を学ぶこともせず、原発推進へと強行する政府に憤りを覚えてなりません。玄海  
原発の近隣で暮らす佐賀、福岡、長崎の10団体は、昨年につき、避難先となっている受入自治体にア  
ンケートを実施しました。全体で95%の回答を頂きました。自治体のみなさまには、年度始めにもか  
かわらずご協力頂き感謝いたします。

私たちは、国の放射能検査基準がゆるすぎることで、検査がずさんであること等、それによって住民の  
暮らしや健康が奪われる事を危惧しています。今回のアンケートでは、避難時に実施される「避難退域  
時検査」の基準の意味、車両や住民の検査方法、30km圏外にも避難指示があった場合の防護措置、  
事前了解権等の意見を尋ねました。

○避難元 佐賀県（玄海町、唐津市、伊万里市）

○避難先アンケート対象自治体：佐賀県8市9町

〔対象市町は内閣府「玄海地域の緊急時対応」による〕

○回答率：88%

・回答あり 15市町：小城市、佐賀市、神埼市、鳥栖市、多久市、江北町、白石町、上峰町、  
みやき町、吉野ヶ里町、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、太良町

・回答なし 2町：大町町、基山町

○実施期間：2023年4月15日～6月5日

○方 法：お願い文書とアンケート用紙をメールで送信。回答は折り返しのメール。

実施団体：佐賀、福岡、長崎3県の10団体〔玄海の避難問題を考える連絡会〕

今を生きる会/玄海原発反対からつ事務所/玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の  
会/原発知っちょる会/原発を考える鳥栖の会/さよなら玄海原発の会・久留米/市民ネットワーク福  
岡/ STOP！新基地建設・福岡/東区から玄海原発の廃炉を考える会/原発なしで暮らしたい・長  
崎の会

この件の連絡先：玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

佐賀市伊勢町2-14：(090-6772-1137/080-5254-6866)

以下、佐賀県版です。

- ・同様の意見やコメントは一部を紹介しています。 ・アンダーラインのところは質問事項です。
- ・○の中の数字は自治体の数です。 ・\*はご意見です。
- ・●印は回答です。

## 【質問と回答】

### 1. 玄海原発事故時の避難所について

【佐賀県住民の避難の場所】

避難元	避難先	受入人数	避難所の数
玄海町 唐津市	小城市	5,000	15
唐津市	佐賀市	48,000	131
	神埼市	8,000	24
	鳥栖市	11,898	34
	多久市	5,000	16
	江北町	3,200	9
	白石町	8,000	27
	大町町	未回答	
	上峰町	2,918	10
	基山町	未回答	
	みやき町	10,945	17
	吉野ヶ里町	13,079	11
	伊万里市	武雄市	18,180
鹿島市		10,230	27
嬉野市		9,173	35
有田町		7,818	37
太良町		8,000	16

【福岡県住民の避難の場所】

避難元	避難先	受入人数	避難所の数
糸島市	福岡市	8,873	25
	筑紫野市	565	2
	春日市	1,000	1
	大野城市	530	1
	宗像市	317	1
	太宰府市	612	2
	古賀市	337	2
	福津市	374	3
	那珂川市	332	1
	宇美町	345	2
	篠栗町	148	1
	志免町	293	1
	須恵町	147	1
	新宮町	193	1
	久山町	111	1
	粕屋町	243	1

【長崎県住民の避難の場所】

避難元	避難先	受入人数	避難所の数
松浦市	東彼杵町	6,000	16
	川棚町	4,845	17
	波佐見町	4,619	16
佐世保市	佐世保市（南部）	15,800	55
平戸市	佐世保市（西部）		
	平戸市（南部）	3,511	4
壱岐市（南部）	壱岐市（北部）	13,767	36

**【1-1】避難元/避難先のマッチングについて(避難元住民がどこの避難所に入るのか?)**

- 全市町ができていと回答



分析：(1-1) 避難所のマッチングについては、全自治体ができていと回答しているが、例えば太良町の場合、町人口8714人に同じぐらいの避難者8000人を受け入れることになっている。受け入れ自治体職員の数に限られている中、無謀な計画が露呈している。2014年の私たちの面談調査では受け入れ人数7687人(人口9800人)。今回のアンケートでは、その時以上に受け入れ率が増加している。国、県は同時に避難しないという想定で進めているが、危機管理の最悪の状態を想定するという考え方からは真逆になっている。

**2. 避難元から避難する場合の「避難退域時検査」について**

この「検査」で除染が必要となる基準は、国のマニュアルでは下記です。

(国のマニュアルで除染の基準は下記「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」) ↓

<p><b>除染が必要な基準：体表面汚染で 120 Bq/cm<sup>2</sup> = 40,000cpm (cpm は 1 分間の放射線カウント数)</b> これは、<b>・1 歳児の甲状腺被ばくで 300mSv に相当 (安定ヨウ素剤服用基準 50mSv の 6 倍)</b> <b>・「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準」 4 Bq/cm<sup>2</sup> の 30 倍</b></p>
--

**【2-1】除染の基準の意味は知っているか?**

- ・知っている：⑨小城市、佐賀市、神崎市、鳥栖市、多久市、上峰町、みやき町、武雄市、太良町
- ・知らなかった：⑥江北町、白石町、吉野ヶ里町、鹿島市、嬉野市、有田町



分析：(2-1) 国が定めている、避難時の検査・除染の方法(例えば、汚染が厳しいタイヤ接地面は、検査・除染しない)については、「⑥40%が知らなかった」と回答。国のマニュアルさえ周知されていない実態が明らかになった。

**【2-2】aを選んだ方への質問⇒この基準で問題ないか?**

- ・基準で問題ない：⑧小城市、佐賀市、神崎市、鳥栖市\*、多久市、みやき町、武雄市、太良町

- ・無回答：①上峰町

(\*鳥栖市：本稿は原子力規制庁及び内閣府が原子力災害対策指針の内容を反映して策定した「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」にもうけられた基準であり、当該マニュアルは一定期間の意見公募を実施した上で制定されていることから基準が適切であると考えます。)

無回答 ① 11%

基準で問題なし ⑧ 89%

分析：(2-2) 国の除染の基準は甲状腺被ばくで 300m Svに相当する基準。これは放射線管理区域の 30 倍の数値で、国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」は、住民に被ばくを強要することになっている。これらの意味を「知らない」が、6 自治体 40%もある。国の除染基準や、安易な検査・除染で、何も知らされていない住民が被ばくを強要されることになる。

### 3. 避難元からの自家用車/バスの「検査」等について

#### 【3-1】タイヤの接地面や屋根は測定しないことを知っているか？

- ・知っている：⑦小城市、佐賀市、神崎市、鳥栖市、多久市、みやき町、武雄市、
- ・知らなかった：⑧江北町、白石町、上峰町、吉野ヶ里町、鹿島市、嬉野市、有田町、太良町

知っている ⑦ 47%

知らなかった ⑧ 53%

#### 【3-2】自家用車/バスの検査は現在の方法でいいか？

- ・現在の方法でいい：⑨小城市、佐賀市、神崎市、鳥栖市、多久市、吉野ヶ里町、武雄市、有田町、太良町
- ・タイヤの接地面等も検査すべき：⑤江北町、白石町、みやき町、鹿島市、嬉野市
- ・無回答：①上峰町

無回答 ① 7%

現在の方法でいい ⑨ 60%

接地面や屋根も  
検査すべき ⑤ 33%

#### 【3-3】除染はウェットティッシュで拭き取るだけと知っていたか？

- ・知っている：⑤小城町、佐賀市、神崎市、多久市、武雄市
- ・知らなかった：⑨江北町、白石町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町、鹿島市、嬉野市、有田町、太良町
- ・無回答：①鳥栖市\*

(\*鳥栖市：車両の除染の方法は、排水処理作業などの合理化の観点も考慮して、ふき取りを基本とすることとなっております。)

無回答 ① 7%

a 知っている  
⑤ 33%

b 知らなかった ⑨ 60%

### **【3-4】(3-3)でaと回答した方へ⇒拭き取るだけについての意見は？**

- ⑤全市町「拭きとるだけ問題ない」と回答

問題ない ⑤ 100%

分析：(3-1、2、3) 車両の検査等について、知っている7自治体、知らなかった8自治体で、知らない自治体が過半数を占めた。全自治体の33%がタイヤの接地面なども検査すべき、と自治体に持ち込まれる放射能汚染を心配している様子が見られた。

車両の除染方法（ウェットティッシュでふき取るだけ）についても知らないが60%に上っている。

## **4. 避難する「住民の検査」等について**

### **【4-1】車両が基準値以下の場合、住民の検査なしについて知っているか？**

- ・知っている：⑧小城町、佐賀市、神崎市、鳥栖市、多久市、上峰町、みやき町、武雄市
- ・知らなかった：⑦江北町、白石町、吉野ヶ里町、鹿島市、嬉野市、有田町、太良町

知っている ⑧ 53%

知らなかった ⑦ 47%

### **【4-2】車両が基準を超えた場合は、先ず代表者だけを検査し、代表者が基準値以下なら、同乗者全員も基準値以下とみなすことを知っているか？**

- ・知っている：⑦小城町、佐賀市、神崎市、鳥栖市、多久市、みやき町、武雄市
- ・知らなかった：⑧江北町、白石町、上峰町、吉野ヶ里町、鹿島市、嬉野市、有田町、太良町

知っている ⑦ 47%

知らなかった ⑧ 53%

### **【4-3】住民の検査のあり方について**

- ・「現在の方法でいい」：⑥佐賀市、神崎市、鳥栖市\*、吉野ヶ里町、武雄市、有田町
- ・「全員検査すべき」：⑤江北町、白石町、みやき町、嬉野市、太良町
- ・その他：④小城市\*、多久市、上峰町\*、鹿島市\*

(\*鳥栖市：本稿は原子力規制庁及び内閣府が原子力災害対策指針の内容を反映して策定した「原子力災害時における避難帯域時検査及び簡易除染マニュアル」にもうけられた検査方法であり、当該マニュアルは一定期間の意見公募を実施した上で制定されていることから基準が適切であると考えます)

(\*小城市：全員検査することが望ましいが、それが原因で避難が遅れることは避けなければならないと考える。)

(\*上峰町：評価できる科学的知見を持っていない)

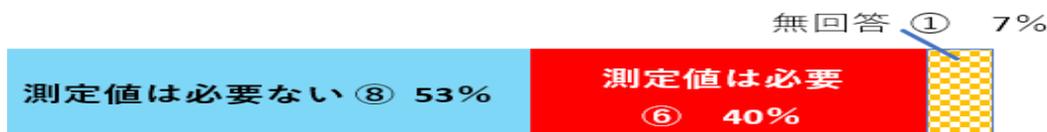
(\*鹿島市：よく検討すべき)



分析：(4-1, 2, 3) 車両自体の検査が基準値以下なら乗員の検査が行われない等の検査方法を聞いた。検査方法を知らなかったが47%にも上っている。検査のあり方について、「全員検査すべき」との回答は全自治体の33%に上ることは自治体が住民の側に立って考えている当たり前の結果が出ている。

#### 【4-4】住民の測定について、「通過証」に検査した測定値の記入が必要か？

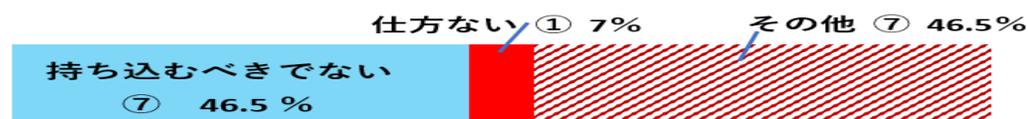
- ・必要ない：⑧小城町、佐賀市、神崎市、鳥栖市\*、多久市、江北町、武雄市、有田町
  - ・必要：⑥白石町、みやき町、吉野ヶ里町、鹿島市、嬉野市、太良町
  - ・無回答：①上峰町\*
- (\*鳥栖市：「通過証」は除染の基準値以下である住民に発行されるため。)
- (\*上峰町：評価できる科学的知見を持っていない。佐賀県及び避難元自治体の意見を尊重)



分析：(4-4) 避難時の「通過証」について尋ねた。測定値の記入は40%が「必要」と回答。放射線は微量でも数年後に被ばくの症状があると言われている。住民の命を守る権利として自分の個人情報を知る権利がある。

## 5. 避難先の学校等に放射能汚染が持ち込まれる可能性があることについて

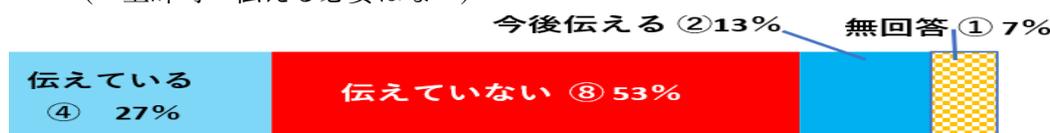
- ・持ち込むべきではない：⑦江北町、白石町、みやき町、武雄市、鹿島市、嬉野市\*、太良町
  - ・仕方がない：①上峰町\*
  - ・その他：⑦小城町\*、佐賀市\*、神崎市\*、鳥栖市\*、多久市、吉野ヶ里町\*、有田町
- (\*嬉野市：協力を否定しないが避難先へのリスクの持込は最小限にすべきであると考える)
- (\*小城市：人体に影響を及ぼす危険なレベルの放射能汚染が持ち込まれないように対処すべき)
- (\*佐賀市：危険なレベルの放射能が持ち込まれないようにしてもらいたい。)
- (\*神崎市：危険なレベルの放射能が持ち込まれないような対策の検討が必要。)
- (\*鳥栖市：検査場を通過するのは除染の基準値以下であることを示す「通過証」を発行された住民であることとなっております。)
- (吉野ヶ里町：避難先としては受入すべきであるが、避難所閉鎖後に検査等を行い安全であることを確認する必要がある)
- (\*上峰町：必要の都度、適切な除染を行うことで対処すべき)



分析：「持ち込むべきでない」と明確な回答は46.5%。「仕方ない」が1自治体。その他を見ると、殆どが、「放射能が持ち込まれない対策が必要」と回答している。結果90%強の自治体が避難受け入れについて不安を持っている事実が明らかになった。事故の当事者である九州電力はこれら避難計画の現状を知らずに、避難計画は整っているとしている。

## 6. 検査と除染の基準の内容について、避難先学校等に伝えているか？

- ・伝えている：④小城市、佐賀市、神崎市、多久市
  - ・伝えていない：⑧江北町、白石町、上峰町\*、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、太良町
  - ・今後伝える：②みやき町、吉野ヶ里町、(太良町)
  - ・無回答：①鳥栖市\*
- (\*鳥栖市：佐賀県が発行している「原子力防災の手引き」等を配布して周知を図っている。)
- (\*上峰町：伝える必要はない)



分析：検査と除染基準の内容について避難先学校や施設に伝えているかの問には、「伝えていない」が⑧53%でした。避難所となる学校等が知らない事は施設やその利用者に対して無責任です。無回答の中に、佐賀県が発行している「原子力防災のてびき」等で周知を図っているとありますが、そもそも検査と除染の基準の内容など記載されていません。はたして避難先施設等への情報が行き届いているのか不安です。危機管理の常識として情報を共有する事が第一歩です。まず学校、保護者、施設管理者等へ具体的内容等を伝えるべきです。

(因みに、「伝えていない」⑧自治体のうち⑤自治体は、除染の基準の意味を「知らない」に回答しているので、伝えられなかったと推測できる。)

## 7. 検査の基準について、避難元自治体や県と話し合いはあるか？

- ・ある：③佐賀市\*、神崎市\*、みやき町
  - ・ない：⑨鳥栖市、江北町、白石町、吉野ヶ里町、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、太良町\*
  - ・今後話し合いたい：③小城市、多久市、上峰町
- (\*佐賀市：1. 令和3年7月(唐津市)、2. 令和4年10月  
内容：避難時の流れや検査方法等の確認、避難時の役割分担の確認、避難訓練の実施)
- (\*神崎市：令和3年5月(唐津市))
- (\*太良町：今後話し合いたい)

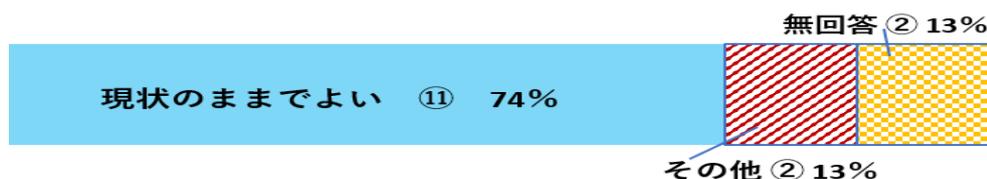


分析：検査の基準について、避難元と避難先の自治体同士での話し合いについては、「⑨60%話し合いはない+③20%今後話し合いいたい」と80%の自治体がされていないと回答。自然災害と違って健康

に重大な影響を与える可能性のある放射能から身を守る検査基準について自治体間の情報交換ができていない事が明らかになった。県民の命と健康を守るために、県と市町は積極的に情報交換を行って欲しい。

## 8. 事前了解の権限が佐賀県と玄海町に限られていることについて？

- ・現状のままでよい：⑪小城市、佐賀市、神崎市、多久市、みやき町、吉野ヶ里町、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、太良町
  - ・その他：②鳥栖市\*、上峰町\*
  - ・無回答：②江北町、白石町
- (\*鳥栖市：事前了解については佐賀県、玄海町と九州電力の三社での協定によるものである、と認識しております。)(\*上峰町：30キロ圏内の該当する自治体意見を尊重する)



分析：事前了解の権限が佐賀県と玄海町に限られている事については、「現状のままでよい」が⑪74%が回答。しかし、原発事故時、逃げなければいけない住民の立場で言えば、避難先の自治体は避難民受け入れ及び、場合によっては当事者になる可能性もあるにも関わらず、原発を稼働するかどうか決定する権利がないというのは理不尽である。フクシマでは原発事故により住民が犠牲になった事が明らかになった今、自治体は現状追認ではなく、住民に我慢を強いるのではなく、声をあげて欲しい。

## 9. (1) 指針では UPZ 外でもモニタリング等により、避難や一時移転となった場合の防護措置を講じることとされているが、講じているか？

- ・講じている：①上峰町\*
  - ・講じていない：⑫小城市、佐賀市、神崎市、多久市、江北町、白石町、みやき町、吉野ヶ里町、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町
  - ・無回答：②鳥栖市\*、太良町
- (\*上峰町：国や県との調整に基づき決定していく)
- (\*鳥栖市：放射線モニタリングにより基準値以上の放射線量を検出したことがないため防護措置を講じていませんが、検出された場合は防護措置を講じることとしています。)



**分析：**指針では、UPZ 外の住民にも UPZ 同様、避難や一時移転を実施しなければならないとなっている。アンケートでは「措置は講じていない」が12自治体 80%だが、「講じている」と回答の自治体も「国や県との調整に基づき決定していく」と回答しているので、自治体として独自の措置を講じていない事になり「講じていない自治体」は 93%となっている。

これら避難計画の策定は実質的に再稼働の前提になっている。アンケート結果から見えることは、避難受け入れ自治体が UPZ 同様の事態になることを想定していない。フクシマの教訓を生かすことが出来ず、住民の混乱が必至であると言える。因みに、この「30km 外でも防護措置を講じること」、という住民への告知は「原子力防災のてびき」（2022 年 12 月改訂版）の 7 ページ下段 3 行に「30km 以遠の地域にお住まいの方・状況に応じて屋内退避 ・基準値以上の空間放射線量率が測定されれば避難（一時移転）」と書かれているだけで、積極的に知らされていない現状である。

## 10.避難計画とその実効性や原発の稼働についての意見等

- （嬉野市）市民の更なる理解を得て、現避難計画の実効性の向上を測り、佐賀県全体の原子力災害対策の向上に貢献していきたいと考えています。

### 【佐賀県・アンケート結果のまとめ】

避難計画は原子力発電所に対する「危機管理」です。ですから避難計画が少なくとも 100% に近く完全な形で用意されている事が確認されない限り、原発の稼働は許されないというべきです。しかし、今回のアンケートで見えてきたものは、原発事故時に住民が頼りにしなければならない「自治体」が必要な情報、除染方法もその基準がどういうものか、等を受け取っていない、知らない、周知されていないところにあります。これでは、どのような状況に住民が置かれるのかさえ想定できません。フクシマの教訓を学ぶどころか、いざ事故になったとき、住民が逃げ惑う事になる事は想像に難くありません。